

## 2018 春季生活闘争勝利に向けて

**好調な業績があるのは社員の努力に他ならない。更なる安全とサービスの追求、収益力向上に向けて、公正な配分を求める！**

本部は、2月13日、第4回中央委員会決定に基づき「賃金引上げ」と「諸労働条件改善」に関する組合員の声を申し入れた。

### 『賃金引き上げ要求』

1. 賃金引き上げについて
  - (1) 定期昇給を実施すること。
  - (2) 2018年4月1日の定期昇給後の基準内賃金を、一人平均3,000円引き上げること。
  - (3) 契約社員についても、社員に準じて賃金を引き上げること。
2. グループ会社に対する契約単価を見直し、グループ会社社員の賃金引上げに寄与すること。
3. 上記申入れに対する回答期限を、平成30年3月15日までにすること。

### 『労働条件に関する協約の改訂要求』

1. 労働条件に関する協約の改訂要求について
  - (1) 就業関係
    - ① 特別休日の付与日数(第57条第2項)  
現行、「年間62日付与」を「年間65日付与」と改正すること。

② 年次有給休暇 使用単位 (第 83 条第 1 項)

半日単位の使用について、該当する事由の各号を削除し、使用用途の制限を緩和(撤廃)すること。併せて、請求手続(第 84 条第 2 項)について、半日単位の使用については、前日までとすること。また、時間単位の取得を可能にするなど、制度の運用改善を図ること。

③ 保存休暇の使途(第 87 条第 2 項)

保存休暇の使途について、該当する各号を削除し、使用用途の制限を緩和(撤廃)すること。

④ 保存休暇の効力(第 87 条第 4 項)

エルダー社員の保存休暇については社員から引き続いて勤務しているものとして取り扱う。を加えること。

(2) 賃金関係

⑤ 所定昇給額(第 261 条)

毎年 4 月 1 日に実施する「所定昇給額」について、各級一律に 1,000 円を増額すること。

⑥ 割増賃金について(第 327 条)

割増賃金の単価を平日・B 単価を 140/100 へ、D 単価を 150/100、E 単価を 160/100 へそれぞれ引き上げること。

⑦ 出向手当(第 214 条)

60 歳未満の出向者に対し、若年出向手当を支給すること。また、特にグループ会社社員の指導育成にあたる出向社員に対しては指導教育手当を支給すること。

⑧ 技能手当(第 299 条)

サービスの品質向上のために、技能手当の支給対象(別表 17)に、「サービス介助士」を追加し、1000 円を支給すること。

(3) 退職手当関係

⑨ 退職手当の算定基礎給となっている第二基本給を廃止すること。

⑩ 定年退職日を翌年の 7 月に統一すること。

団体交渉における真摯な議論、誠意ある回答を強く要請する。